

Press Release



2026年1月30日

各 位

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 春日井 博
東京都中央区日本橋二丁目5番1号
証券コード 8616 東証プライム・名証プレミア

従業員向け譲渡制限付株式としての新株式発行、 及び自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員（正社員）向け譲渡制限付株式として新株式発行（以下、「本新株式発行」）を行うことについて決定し、併せて、同数の自己株式の消却を行うことについても決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年3月13日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 836,500 株
(3) 発行価額	1株につき 729 円
(4) 発行総額	609,808,500 円
(5) 株式の割当対象者及びその人数 並びに割り当てる株式の数	当社従業員 2,326 名 836,500 株
(6) その他	本新株式発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

2. 発行の目的及び理由

当社グループは、2025年10月1日に「東海東京フィナンシャル・グループ誕生25周年」を迎える、株主の皆さまやお客さまに対する感謝の還元のみならず、当社の従業員の貢献に対する特別な還元が必要であると考えております。

従業員（正社員）への譲渡制限付株式の付与（以下、「本件」）は、従業員の過去の貢献に報

いるとともに、今後の当社グループの企業価値向上に持続的に寄与することを期待しています。また、従業員の中長期的な資産形成の一助とすることに加え、当社グループの業績や株価への意識を高めることで、株主の皆さまとの一層の価値共有を進め、企業価値向上へのモチベーションを醸成することを目的としております。

当社は、2026年1月30日開催の当社取締役会において、当社の従業員（正社員）のうち、本件に同意した者（以下「対象従業員」）2,326名が、当社の定めた様式及び内容の譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件として、対象従業員に対して、①当社取締役会決議に基づき、対象従業員の職位等に応じ、月額給与0.5か月分に相当する金銭報酬債権合計609,808,500円（以下「本金錢債権」）を付与すること、及び、②本金錢債権を現物出資の目的として、当社普通株式836,500株を割り当てることを決定いたしました。

なお、同取締役会において、下記のとおり、本新株式発行と同数の自己株式を消却することも決定いたしました。

[自己株式消却の概要]

(1) 消却する株式の種類及び数	当社普通株式 836,500 株
(2) 発行済株式総数（本新株式発行考慮前）	260,582,115 株
(3) 消却する株式の発行済株式総数に占める割合	0.32%
(4) 消却予定日	2026年3月13日

本新株式発行においては、割当予定先である対象従業員が当社に対する本金錢債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」）について割当てを受けることとなります。

3. 謹度制限付株式割当契約の概要

本新株式発行においては、当社と対象従業員との間で締結される謹度制限付株式割当契約（以下「本割当契約」）を締結するものとし、その概要は、以下の通りです。

(1) 謹度制限期間

謹度制限期間は2026年3月13日～2026年6月30日とし、当該期間中において、①対象従業員は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならず、また、②一定

の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得するものとする。

(2) 謾渡制限解除条件

対象従業員が謹渡制限期間中、継続して、当社の使用人としての地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、謹渡制限期間が満了した時点をもって謹渡制限を解除する。

(3) 謕渡制限期間中に、対象従業員が定年退職等正当な事由により退職した場合の取扱い

①謹渡制限の解除時期

対象従業員が、当社の使用人としての地位から、正当な理由により退職又は死亡により退職した場合は、払込期日から当該退職までの期間を謹渡制限期間とし、謹渡制限期間が満了した時点（当該退職の直後の時点）をもって謹渡制限を解除する。

②謹渡制限の解除対象となる株式数

全株式とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、謹渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める謹渡制限解除時点において、謹渡制限が解除されない本割当株式を、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

謹渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、約定の組織再編等の効力発生日が謹渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、当社の取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を4で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式について、組織再編等効力発日の前営業日の直前時をもって、これに係る謹渡制限を解除する。

(6) 当該株券が謹渡について制限がされていない他の株券と分別して管理される方法

本割当株式は、謹渡制限期間中の謹渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、謹渡制限期間中は、対象従業員が CHEER 証券株式会社に開設した謹渡制限付株式の専用口座において管理される。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

割当予定先に対する本新株式発行は、当社の 2026 年 3 月期（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）に係る事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであります。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 1 月 29 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 729 円としております。これは、取締役会決議日の前営業日の市場株価であり、発行価額の決定方法及びその金額として合理的で、且つ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上

本件に関するお問い合わせは、コーポレートコミュニケーション部 03-3517-8618 までお願いいたします。